

有明海自動車航送船事業会計の定期監査結果について、次のとおり公表していますのでお知らせします。

定期監査の結果の公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した平成 30 年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年 9 月 13 日

有明海自動車航送船組合

監査委員 濱本 磨毅穂
同 濱田 義之

定期監査結果

1 監査の概要

(1) 監査対象

平成 30 年度の有明海自動車航送船事業会計

(2) 監査実施日

予備監査：令和元年 6 月 12 日（水）～13 日（木）

委員監査：令和元年 7 月 16 日（火）

(3) 実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員 濱本 磨毅穂
同 濱田 義之

2 監査の結果

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 監査意見

当年度の航送実績は、航送車両台数 389,219 台と前年度に比べ 13,883 台増加しているが、重油単価の高止まり等による営業費用の増により、営業損益は前年度に比べ 1,887 万円利益が減少し、1,049 万円の黒字となっている。

また、経常損益は、長期前受金戻入等により 1 億 2,669 万円の黒字となっている。

この結果、経営成績は、総収益が 11 億 3,163 万円、総費用が 10 億 494 万円で、当年度の純利益は 1 億 2,669 万円となっている。

前年度と比較すると 1,891 万円の減少となったが、9 期連続して黒字とな

っている。

当組合においては、平成 29 年度に策定した 5 年間の経営の指針となる中期目標に基づき、目標達成に向け経営に取り組んでいる。

しかしながら、高水準にある燃料価格や人件費や資材費の高騰に伴う運航経費の上昇等に加え、外国人団体客の減等によるバス需要の減少等、今後の収支の推移が不透明な状況となっている。

このような状況を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

ア 誘客の促進について

当組合は、様々な誘客活動に取り組み、当年度の航送台数は高速道路休日一律 1,000 円の大幅値下げの影響により激減した平成 21 年度以降で最高を記録した。

しかしながら、台湾等の外国人客をはじめとする団体客の減少が見られるなど、利用者の形態の変化がうかがわれることなどから、今後も関係団体や旅行者との連携を深めるとともに、利用者ニーズを適確に捉えたサービス向上を図り、さらなる誘客促進に努められたい。

イ 管理部門の人材育成について

管理部門の職員については、平成 31 年 4 月 1 日現在で 10 人のうち半数の 5 人が採用後 5 年未満であることから、これらの職員に対し、今後も外部研修等を継続して活用するなど、行政や会計実務等に関する必要な知識や技能の習得を図り、資質向上に努められたい。

(2) 是正・改善を検討すべき事項

財務に関する事務の執行等について、是正・改善を検討すべき事項が認められるので、より適正な執行を図られたい。

ア 会計処理について

会計処理について、下記のとおり是正すべき点があるので、適正な会計処理を行うこと。

(ア) 固定資産の取得に係る未払金の計上について

多比良港ターミナル船型ドーム空調機及び長洲営業所放送設備の取得については、未払金としての計上が行われていない。

また、多比良港標識灯の取得については、未払金として計上はされているものの、取得日と未払金計上日が異なっている。

固定資産の取得に際しては、資産計上と併せて負債（未払金）計上も行う必要がある。

(イ) 長洲営業所放送設備の除却について

長洲営業所放送設備を更新した際、既存の放送設備も併せて撤去しているが、その除却伺及び除却報告が年度末に行われている。

除却伺及び除却報告は、除却の都度行う必要がある。

(ウ) 預り金の管理について

旅行代理店が発行するクーポンについて、発行時点の額とツアー不参加等による実際の利用実績額との差額を旅行代理店毎に預かり金として管理しているが、債権者である旅行代理店がその存在を知らない状況で長年預り金に計上している。

精算処理を含めた預り金の取扱いについて、旅行代理店と協議する必要がある。

イ 契約事務について

契約事務について、下記のとおり是正すべき点があるので、適正な事務処理を行うこと。

(ア) 公有財産の賃貸借契約について

a 職員住宅の敷地について、行政財産、普通財産の分類が曖昧なまま土地賃貸借契約を締結して雲仙市に防災無線子局用地として貸し付けている。

行政財産は原則として貸し付けできないこととされていることから、公有財産の分類を明確に整理する必要がある。

b 契約期間について、同契約書では「契約の日から当該防災無線子局の用途廃止まで」とのみ記載されている。

現行では、当組合からの契約期間変更の申出ができないことから、契約書の内容を見直す必要がある。

(イ) 多比良港船型空調機改修工事に係る予定価格調書について

多比良港船型空調機改修工事の設計価格は 500 万円以上であり、入札に係る予定価格調書は事業部長が作成すべきところ、消費税抜きで判断したため総務課長が作成している。

ウ 船舶チャーター料金の減免について

婚活支援事業に伴うフェリーのチャーターに対する使用料金について、その都度伺いにより、相手方の参加費収入見込額に見合うように基本料金を一部減免している。

統一的な減免基準を設け、公平な運用を行うこと。

エ 固定資産に該当しない物品の管理について

有形固定資産に該当しない物品のうち、耐用年数が1年以上で、重要と思われる物品について、取得後に点検等の管理を行っていない実態が見受けられる。

物品管理簿等を作成し、定期的に点検を実施するなど、適切な管理を行うこと。

オ 特殊勤務手当（食糧手当）の支給について

食糧手当については、船舶に乗り組む職員に対して月額で支給しているが、月の初日から末日まで全日数にわたって勤務しなかった月でも、公務による負傷、疾病等による場合には支給することになっている。

当該手当の性質上、理由のいかんに関らず全日数勤務しなかった月は支給しないよう規定を改めること。